

## 国際判例紹介 (10)

### ガイアナ及びスリナムとの間の仲裁事件

(ガイアナ共和国対スリナム共和国)

(2007年9月17日国連海洋法条約附属書Ⅶに基づいて設立された仲裁裁判所判断)

下山 憲二

(海上保安大学校准教授)

#### はじめに

ガイアナ共和国 (以下、ガイアナ) 及びスリナム共和国 (以下、スリナム) は、南米大陸の北東に位置し、コーレンティン (Corentyne) 川を挟んで隣接している。歴史的にガイアナは英国の植民地であり、スリナムはオランダの植民地であった。その後、ガイアナは1966年に独立し、スリナムは1975年に独立を果たした。

両国の陸上境界は、1799年に当時の宗主国であった英国及びオランダとの間で、コーレンティン川の西岸に沿った線で合意がなされた。その後、1934年に英国、オランダ及びブラジルから構成される混合委員会が設置され、両国境界の南北の端に関する議論がなされた。同委員会が1936年に行った勧告では、河口部西端の地点 (地点61) を両国の境界の北端とし、海洋の境界はそこから東に10度の線で3海里までとすることとなっていた。英国は、この勧告に従った内容の条約案を作成したが、第二次世界大戦の勃発により結局締結されることはなかった。戦後、領海の境界に関して、ガイアナはコーレンティン川の間線 (thalweg) の河口付近を基点として、北から東に34度の線を主張したが、スリナムは、歴史的な10度線を主張した。両国は1990年代に国連海洋法条約に批准し、境界画定に関する協議を進めたが合意には至らなかった。

ガイアナは、1950年代後半から係争海域内での海底の探査及び掘削に関するセッションを外国企業に付与し始めた。その後、当該セッションの付与は断続的に実施された。2000年6月3日、ガイアナから海底の探査及び掘削に関するセッションを受けたカナダ企業 CGX Resources Inc. (以下、CGX社と略す。) のオイルリグ及び掘削船が、34度線よりガイアナ側で試料を掘削中に、2隻のスリナム海軍の哨戒艇か

ら、無線により、同リグ及び同船が「スリナム海域に存在する」ため、「12時間以内に退去せよ」、さもなければ「結果はあなた方次第である」との警告を受けた。同船は警告に従い、オイルリグも撤去して同海域から退去した。この事件により、両国間で何度も協議が持たれたが解決には至らなかった。そのため、2004年2月24日、ガイアナは国連海洋法条約第15部第2節に基づき、附属書Ⅶの仲裁裁判所 (以下、裁判所) に一方的に提訴した。これに対して、2005年5月20日、スリナムは管轄権及び受理可能性に関する先決的抗弁を提出した。裁判所は、スリナムによる抗弁が排他的な先決的性格のものではないと判断し、かつ、本案において管轄権及び受理可能性への先決的抗弁を判断するとした。

#### 1 双方の主張

本件仲裁における両国の主張は以下の通りである。

ガイアナは、裁判所に対して以下の事項を審理するよう求めた。

- (1) スリナムの先決的抗弁を棄却する。
- (2) 両国間の単一の海洋境界線を地点61から200海里沖合まで34度線とする。
- (3) スリナムは、国連海洋法条約、国連憲章及び紛争を平和的に解決する一般国際法の義務に違反したことにより国際的な責任を有する。スリナムは、武力を使用して、ガイアナの領土保全及びガイアナの主権に服し又はガイアナが管轄権を行使する海域内のガイアナ国民、機関及び他の者を脅かした。スリナムは当該国際違法行為によって生じた侵害に対して、約3,400万米ドル相当の賠償を行う義務を有する。
- (4) スリナムは、最終合意への到達を危うくし又は妨げたことで両国のEEZ及び大陸棚の境界画定に関して合意に達するまで暫定取極を締結するためにあらゆる努力を払う国連海洋法条約での義務に違反し、それに関して国際責任を負う。さらに、スリナムは、国際違法行為によって生じた侵害に対して賠償を行う義務がある。

これに対して、スリナムは、裁判所に対して以下の決定を行うよう求めた。